



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第64号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中 小 企 業 課) 2

【告 示】

島根県環境資金融資要綱の一部改正 (中 小 企 業 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第32号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項利率（年利）の欄、3の項利率（年利）の欄及び15の項利率（年利）の欄中「1.10パーセント」を「1.05パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

告 示**島根県告示第256号**

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改める。

第5条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「別表に掲げる」に改め、同項各号を削る。

第6条中「は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める」を「（資金使途、融資限度、融資利率、融資期間、償還方法、保証人、担保の要否、信用保証の要否及び保証料率をいう。以下同じ。）は、別表の」に改め、同条各号を削る。

第7条の見出し中「申請」を「申込み」に改め、同条第1項中「申請者」を「申込者」に、「別に定める申請書を取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない」を「県、取扱金融機関等の所定の申込書を別表に掲げる申込先に提出するものとする」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第5条第1項第11号」を「別表の融資対象事業費の欄第11号」に、「申請書」を「申込み」に改め、「意見書を」の次に「前項の申込書に」を加え、同項を同条第2項とする。

第8条第1項中「知事」を「申込者が中小企業者（島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象とな

る企業をいう。以下同じ。)以外の者である場合にあっては知事、申込者が中小企業者である場合にあっては保証協会(以下「認定者」という。))に、「申請書の提出があった場合において内容を審査の上適当と認めるときは、事業実施計画及び融資条件について」を「融資の申込みがあったときは、第4条、第5条及び第6条に規定する事項について調査又は審査を行い、申込者に係る融資条件等について」に改め、同条第2項中「知事」を「認定者」に、「申請者、取扱金融機関、保証協会(申請者が保証対象企業の場合に限る。))及び市町村長(前条第4項の融資に限る。))」を「申込者及び関係機関」に改める。

第9条第1項中「前条第2項の通知を受けたときは、速やかに申請者に対し融資」を「前条第1項の認定に基づき融資の決定」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前条第2項の規定による認定の通知を受けた申込者(以下「借受者」という。))は、取扱金融機関所定の手続を経て融資を受けるものとする。

第10条中「融資を受けた者(以下「借受者」という。))」を「借受者」に改める。

第11条の見出し中「事業実施計画」を「事業計画」に改め、同条中「第8条の規定に基づく認定を受けた事業実施計画」を「融資を受けた事業の計画」に改め、「その旨を」を削り、「知事に申し出て」を「申込先を經由して認定者に提出し」に改める。

第12条第1項中「知事」を「認定者」に改め、「と認めたと」を削り、同条第2項を削る。

第13条第1項第1号中「前条第1項」を「前条」に改め、同項第2号中「知事」を「認定者」に改め、同項第3号中「(第5条第1項第11号に係る融資にあっては、融資対象事業費の80パーセント)」を削り、同条第2項を削る。

第14条を次のように改める。

(報告)

第14条 融資を行った取扱金融機関は、別に定めるところにより融資状況報告書を知事又は保証協会へ送付するものとする。

2 保証協会は、前項の報告書を取りまとめの上、知事に提出するものとする。

第16条中「代位弁済した」を「代位弁済をした」に、「第5条第1項第11号」を「別表の融資対象事業費の欄第11号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第5条-第7条関係)

島根県環境資金融資一覧

融資対象者	融資対象事業費	融資条件								申込先	
		資金 用途	融資 限度	融資利率		融資 期間	償還 方法	保証 人	担保 の要 否		信用保 証の要 否(保 証料 率)
				責任 共有 利率	責任 共有 外利 率						
中小企 業者	次の各号のいずれかに該当する経費 (1) 公害を防止するために必要な施設・設備の 設置又は改善に要する経費 (2) 石綿の飛散を防止するために必要な施設・ 設備の改善(石綿の使用状況の調査、石綿の 除去、封じ込め等適切な工法による措置、剥 ぎ取った石綿の処分等)に要する経費 (3) 産業廃棄物処理施設・設備の設置又は改善 に要する経費	設備 資金 運用 資金 (融 資対 象事 業費	2億 円	1.75 パー セン ト	1.60 パー セン ト	15年 以内	2年 以内 据置 元金 均等 月賦	取扱 金融 機関 又は 保証 協会 の決 定に よ	取扱 金融 機関 又は 保証 協会 の決 定に よ	要 (年 0.4パ ーセン ト以上 1.7パ ーセン ト以 下)	商工会 議所 商工会 島根県 商工会 連合会 島根県 中小企 業団体

